

監 第 1093号

令和3年1月6日

請求人

〇〇 〇〇 様

寝屋川市監査委員

九 鬼 康 夫

廣 岡 芳 樹

井 川 晃 一

### 住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和2年11月12日付けで請求人から提出された、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）に係る監査結果を下記のとおり通知します。

記

## 第1 請求の受付

### I 請求の受理

本件請求は、令和2年11月12日に行われ、同日に受け付けた。本件請求について、地方自治法第242条所定の要件について審査したところ、請求に係る

要件を具備しているものと認めた。

よって、令和2年11月18日に本件請求を受理した。

## II 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書及び陳述によると、請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

### 1 請求の要旨

- (1) アドバンス名店会事業協同組合（以下「名店会組合」という。）は、2019年12月4日、防犯カメラ設置のための経費4,257,000円に対する補助金交付を寝屋川市（以下「市」という。）に申請し、市は同月17日、補助金940,625円の交付決定を通知した。設置工事は2020年1月～2月に行われ、名店会組合は3月9日、市に事業完了報告書を提出し、寝屋川市長（以下「市長」という。）は16日、交付確定通知を送付した。
- (2) 他方、アドバンス寝屋川マネジメント株式会社（以下「マネジメント社」という。）は2019年12月18日、アドバンスねやがわ2号館管理者としてアドバンスねやがわ2号館管理組合（以下「管理組合」という）店舗業務部会の臨時集会を開催し、この臨時集会において修繕会計積立金から防犯カメラ増設工事の経費として4,257,000円を支出することが承認された。

しかし防犯カメラは市の補助金を受けて設置されており、この時の支出は設置費用を負担した名店会組合に渡されたと推測される。しかしこの金額は、市からの補助金金額を含んでおり、全額が渡されたとすれば名店会組合は支出額以上の金額を受け取ったことになる。

- (3) これは名店会組合の不当な所得であり、名店会組合は補助金と同額を管理組合に返還すべきであり、もし返還されていなかったとすれば、不当な所得であるから当然に市に返還すべきである。
- (4) ところで、この経過を見ればアドバンスねやがわ2号館に防犯カメラを設置したのは管理組合であり、設置場所も管理組合の所有する建物内である。とすれば、費用は本来、管理組合が負担すべきものであり、管

理組合は商業団体ではないから、この補助金を申請する資格はもともとなかったと考えられる。

臨時集会の提案理由には、「…本事業については、アドバンス名店会事業協同組合と連携し、寝屋川市商業活性化総合支援事業（補助金事業）を活用し、総事業費（税別）の1／4を補助金活用する予定です」と記されている。とすればマネジメント社は管理組合に補助金申請資格がないことを承知しており、名店会組合を利用して補助金申請を行わせたのかもしれない。しかし組合員に工事経費支出を提案するに当たっては管理組合自身に補助金申請を行う資格がないことを自覚していたから、補助金額を減額せず、全額を自己負担とする支出提案を行ったものと考えられる。とすればこの点からも名店会組合に交付した補助金は返還されるべきである。

- (5) また、アドバンスねやがわ2号館にある寝屋川市駅前図書館（以下「駅前図書館」という。）に設置された防犯カメラは、市の施設内に設置されている。市の施設に設置されている防犯カメラは、当然、市の「防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に従うべきであるのに、駅前図書館には例えば「カメラ設置標識」の掲示もなく、この規定に従っていない。

さらに、市の他の図書館、中央図書館や東図書館、各図書室にも設置されていない防犯カメラがなぜ駅前図書館のみに設置されなければならないのか、図書館としても教育委員会としても検討した形跡はない。もし単にそれが所在する商業施設が付けたからというだけの理由であれば、図書館が守らなければならない「利用者の読書の自由」が侵される惧れを漫然と見過ごし、図書館としての責務を果たしていないことになり、厳しく指弾されなければならない。駅前図書館の防犯カメラは当然撤去されるべきである。

## 2 措置請求

- (1) 市長広瀬慶輔は、名店会組合に交付した商業振興近代化事業補助金（以下「本件補助金」という。）を返還させるべきである。

- (2) 市教育委員会は、駅前図書館に設置された防犯カメラを撤去すべきである。

## 第2 監査の実施

### I 対象部局

寝屋川市まちづくり推進部（産業振興室）

寝屋川市教育委員会事務局社会教育部（中央図書館）

### II 請求人の陳述

令和2年11月27日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は陳述において、請求内容の補足として、主に次のとおり主張した。

- (1) 管理組合店舗業務部会の臨時集会において補正予算が成立したことは確認できたが、それが執行されたかを確認する方法がない。また、本件補助金を受ける資格があったのは、名店会組合であったのか、管理組合店舗業務部会であったのか。これ以上の情報を得る方法がないため、監査委員において解明してほしい。

- (2) 寝屋川市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条において「市民等がその容ぼう又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ」と述べていることは、防犯カメラが市民のプライバシーを侵害する可能性があることを認めていることを示すものであり、要綱の規定は、市民のプライバシーの保護に配慮しているものと考ええる。

カメラで個人を映すという行為が個人情報の収集に当たることから、寝屋川市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に規定される個人情報取扱事務として届出が必要であり、収集の方法、取扱い等について個人情報取扱事務届出書に記載することとなっている。

駅前図書館の場合、市はアドバンスねやがわ2号館という建物の区分所有者という特異な位置にあるが、施設（駅前図書館）の空間は市の所有であり、条例及び要綱に当然従うべきである。しかし、防犯カメラの設置に

当たって担当部長が設置を認めた形跡はなく、少なくとも設置の必要性、必要台数、撮影範囲などを認めていない。管理は市職員ではなくマネジメント社が行っており、また、標識の掲示を行っておらず、市の条例や要綱に反していることは明らかである。

市民のプライバシーを守るために制定された条例、要綱に反する行為が市職員によって行われ、それが放置されているということが、市と市民にとっての損害であると考ええる。

- (3) 管理組合店舗業務部会はカメラ設置前に臨時集会を開き、その議題を明示していたのであるから、市あるいは市教育委員会の代表者が出席して意見を述べることは可能だったはずである。しかし、市はこれを怠り、漫然と事態の推移を傍観し、何ら図書館としての責務に沿った発言、行動をしようとはせず、市民に損害を与えたと考ええる。

### III 資料徴取

監査の実施に当たり必要となる資料について、令和2年11月20日付け監第924号、監第925号及び監第926号並びに令和2年11月30日付け監第964号により監査委員から下記団体（以下「関係団体」という。）宛てに提供を依頼し、同月26日、12月2日及び8日に関係団体から資料を徴取した。また、併せて関係団体に適宜説明等を求めた。

アドバンス名店会事業協同組合

アドバンスねやがわ2号館管理組合

アドバンス寝屋川マネジメント株式会社

### IV 関係職員説明聴取

令和2年12月7日に下記関係職員に対し説明聴取を行った。

寝屋川市まちづくり推進部部長兼産業振興室長

寝屋川市まちづくり推進部産業振興室課長

寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長 中央図書館長事務取扱

寝屋川市教育委員会事務局社会教育部中央図書館課長

関係職員から、本件補助金の交付に関する考え方及び手続、並びに駅前図

書館への防犯カメラの設置状況について説明を受けた。

## V 関係人説明聴取

令和2年12月18日に関係人として、マネジメント社の代表取締役及び部長に対し説明聴取を行った。

関係人から、マネジメント社の名店会組合及び管理組合との関わりについて説明を受けるとともに、事務等の適切さを欠く処理について弁明、陳謝された。

## VI 監査対象事項

請求人提出の職員措置請求書、陳述、関係団体からの徴取資料、並びに関係職員及び関係人の説明聴取の内容から判断し、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

なお、防犯カメラの撤去に係る措置請求については、後記第3 I の6のとおり、駅前図書館の専有部分に設置された防犯カメラはなく、また、請求人の陳述から、請求の趣旨はプライバシーの侵害に関するものであることから、市の財務的処理を対象としたものではないため、地方自治法第242条第1項所定の要件から外れるものと判断し、監査を行わないこととした。

- 1 本件補助金の交付は、違法又は不当かどうか。
  - (1) 本件補助金の交付は、寝屋川市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び寝屋川市商業振興近代化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に反するものか否か。
  - (2) 名店会組合は、補助事業の費用として、市及び管理組合店舗業務部会から合計で支出額以上の金額を受け取ったか否か。
  - (3) マネジメント社は、管理組合店舗業務部会に補助金申請資格がないことから、名店会組合に補助金申請を行わせたか否か。

## 第3 監査の結果

## I 事実関係の確認

### 1 本件補助金の交付手続について

#### (1) 交付申請に係る事前相談

市民生活部産業振興室（現行「まちづくり推進部産業振興室」、以下「産業振興室」という。）において、平成31年度における補助対象事業について市内商業団体の実施意向を把握するため、平成30年10月4日付け市産セ第434号で産業振興室課長から寝屋川市内商店街会長各位宛てに照会したところ、平成30年10月5日から同月10日までの間にマネジメント社の職員が来訪により産業振興室の職員に相談をした後、同月11日に電子メールにより事業計画案の概要を提示した上で、同月17日にファクシミリにより防犯カメラ設置に係る事業の実施を予定している旨を記載した回答書を提出している。

#### (2) 交付決定

交付要綱において、補助金申請者は、補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、役員会、理事会等議事録、見積書又は契約書の写し、その他必要と認める書類を添付して提出することが規定されているところ、名店会組合からは補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、名店会組合理事会決議通知、見積書の写し、カメラ設置（予定）位置図面が令和元年12月4日付けで市長宛てに提出され、同日に産業振興室において受け付けられ、市長は同月17日付けで名店会組合に対して、申請額と同額である940,625円を交付する旨通知している。なお、申請額は、防犯カメラ設置台数36台のうち1台は当該補助事業の目的から外れるものとして、1台分の事業費を除き算定しているものであった。

#### (3) 交付確定

交付要綱において、実績報告における提出書類は、事業完了報告書、事業報告書、収支決算書、領収書等の写し、現場写真その他補助対象事業の実施を証する書類、その他必要と認める書類と規定されているところ、名店会組合からは事業完了報告書、実施報告書、収支決算書（防犯カメラ設置事業に係るもの）、振込金受取書及び領収書の写し、施工者

からの工事完了報告書（カメラ設置位置図面及び各カメラの映像を写した画像を含む。）の写しが令和2年3月9日付けで市長宛てに提出され、同日に産業振興室において受け付けられ、市長は、同月16日付けで名店会組合に対して交付決定と同額の940,625円の交付を確定する旨、通知している。

#### (4) 支出

市長は、令和2年3月24日付けで名店会組合からの請求を受け、名店会組合を口座名義人とする預金口座への振込により、令和2年4月9日に940,625円を交付している。

## 2 防犯カメラ設置事業の実施経過について

### (1) 見積書の徴取

名店会組合は、事業の実施に当たり、令和元年11月25日付けで〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社から見積書を徴取しており、その見積金額は、カメラシステム36台に係る機器費及び工事費として税別3,870,000円並びに消費税等の額387,000円、計4,257,000円となっている。

### (2) 工事発注

当該事業に係る工事注文書は、令和2年1月9日付けでマネジメント社から〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社宛てに発行されており、それに対する工事注文請書は、令和2年1月10日付けで〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社からマネジメント社宛てに発行されている。

### (3) 工事完了

当該事業に係る工事の完了については、令和2年2月13日付けで、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社から名店会組合宛てに納品書及び工事完了報告書が発行されている。

### (4) 支払

令和2年2月28日に金融機関において、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社の預金口座を振込先とする4,257,000円の振込手続が名店会組合名義で行われているとともに、監視カメラシステム設置工事代として徴したとする4,257,000円の領収書が〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社から名店会組合宛てに



発行されている。

### 3 資金の流れについて

預金通帳の記録等を確認したところ、令和2年2月28日に管理組合店舗業務部会から名店会組合に対して4,257,000円が支払われ、同日、名店会組合から〇〇〇〇〇〇〇株式会社に同額が支払われている。また、令和2年4月9日に市から本件補助金940,625円が支払われた後、同月10日に名店会組合から管理組合店舗業務部会に同額が支払われている。

### 4 マネジメント社の名店会組合及び管理組合店舗業務部会との関わりについて

#### (1) 名店会組合との関わり

マネジメント社の説明によれば、名店会組合はアドバンスねやがわ2号館のテナント組織であり、マネジメント社は名店会組合からの依頼により、従前から経理事務を主とする事務局業務の委託を受けているものである。

#### (2) 管理組合店舗業務部会との関わり

マネジメント社の説明によれば、管理組合店舗業務部会はアドバンスねやがわ2号館店舗部分の区分所有者組織であり、マネジメント社は建物の区分所有等に関する法律第25条第1項に規定する管理者として位置づけられ、従前から管理組合業務の事務機能の委託を受けているものである。

### 5 関係団体の財務処理について

#### (1) 名店会組合

名店会組合から提供を受けた資料「決算報告書 第25期」（自：平成31年4月1日、至：令和2年3月31日）に、本件補助金に関わる経費の計上は見受けられなかった。

#### (2) 管理組合店舗業務部会

管理組合から提供を受けた資料「第34期（平成31年度）店舗業務部会

修繕会計「決算事項別明細書」において、決算額として、「収入の部」に諸収入として「防犯カメラシステム更新工事補助金（寝屋川市）」940,625円が計上されているとともに、「支出の部」に修繕費（機械設備）として「B 1 F～3 F 防犯カメラシステム 更新工事」4,257,000円が計上されている。

(3) マネジメント社

マネジメント社から提供を受けた資料「第35期 決算報告書」（自：令和元年6月1日、至：令和2年5月31日）に、本件補助金に関わる経費の計上は見受けられなかった。

6 駅前図書館への防犯カメラの設置状況について

アドバンスねやがわ2号館3階の天井部にドーム型カメラの防犯カメラが設置されているが、いずれもアドバンスねやがわ2号館の共用部分に設置されたもので、駅前図書館の専有部分に設置された防犯カメラはない。

## II 判断

本件請求について監査等を行った結果、合議により次のとおり決定した。

- 1 本件請求のうち、駅前図書館へ設置された防犯カメラの撤去に係る措置請求部分については、専有部分に設置された防犯カメラはなく、また、請求の趣旨はプライバシーの侵害に関するものであることから、市の財務的処理を対象としたものではないため、地方自治法第242条第1項所定の要件から外れるものと判断し不適法であるので、これを却下する。
- 2 本件請求のうち、本件補助金の返還に係る措置請求部分については、本件補助金の交付は違法又は不当な公金の支出とはいえず、請求には理由がないものと判断したので、これを棄却する。

## III 理由

- 1 本件補助金の交付は、規則及び交付要綱の規定に反するものか否かにつ

いて

本件補助金の交付手続について、交付申請に係る事前相談から支出までの事務を監査した。

交付決定及び交付確定においては、交付要綱の規定にのっとり、申請者である名店会組合から必要書類の提出を受け、審査・確認しているとともに、支出においても不適切な事項は見受けられなかった。

交付申請に係る事前相談等をマネジメント社の職員が行っていることについては、産業振興室へ説明を求めたところ、名店会組合の窓口役は従前からマネジメント社の職員が担っており、本件補助金の事前相談についてもマネジメント社の職員が来訪されたことに何ら違和感を持つことはなかったとのことであった。これについては、名店会組合からの依頼により従前から経理事務を主とする事務局業務を請け負っているというマネジメント社の説明とも合致し、産業振興室が補助金の申請者を名店会組合であるとして受け付けたことは妥当である。

よって、本件補助金の現行の規定に基づく交付手続において、市に瑕疵はなかったものとする。

## 2 名店会組合は、補助事業の費用として、市及び管理組合店舗業務部会から合計で支出額以上の金額を受け取ったか否かについて

請求人は、管理組合店舗業務部会から名店会組合に防犯カメラの設置工事費用として市からの補助金相当額を含む額の資金が渡され、名店会組合は不当な所得を得ているのではないかと主張している。

しかし、資金の流れを確認したところ、名店会組合は工事費用を施工業者へ支出するに当たり、管理組合店舗業務部会から工事費用総額である4,257,000円を受け取り、同額を施工業者へ支払っており、また、市からの補助金額940,625円を受け取った後、同額を店舗業務部会へ支払っていることから、名店会組合が支出額以上の金額を受け取り不当な所得(利得)を得たという事実はなかった。

## 3 マネジメント社は、管理組合店舗業務部会に補助金申請資格がないこと

から、名店会組合に補助金申請を行わせたか否かについて

請求人は、防犯カメラを設置したのは管理組合店舗業務部会であるところ、マネジメント社は、管理組合店舗業務部会が商業団体でなく補助金申請資格がないことから、名店会組合に補助金申請を行わせたのかもしれないと主張している。

請求人から示された管理組合店舗業務部会の補正予算書に係る疑義について明らかにするため、関係団体から資料を徴取し監査したところ、工事注文書及び工事注文請書の名義がマネジメント社となっているとともに、管理組合店舗業務部会の決算において、「収入の部」に「防犯カメラシステム更新工事補助金（寝屋川市）」940,625円が、「支出の部」「B1F～3F防犯カメラシステム 更新工事」4,257,000円が計上されているという事実があった。このことについて、マネジメント社へ説明を求めたところ、これらは、名店会組合、管理組合及びマネジメント社の3団体が寝屋川市駅前の商店街振興等において密接不可分の関係にあるなかで、名店会組合及び管理組合の事務を委託されているマネジメント社の事務の適切さを欠く処理であり、あくまでも防犯カメラの設置は名店会組合の事業として進めていたものとのことであった。これらの事務処理については不適切であると言わざるを得ないものの、アドバンスねやがわ2号館の各所に防犯カメラを設置することで、安全・安心を確保し、交付要綱に掲げる交付の目的「地域社会に密着した活気ある商店街・小売市場づくりを促進すること」に寄与していることから、名店会組合が補助事業として実施したものと解することができる。

よって、マネジメント社が、管理組合店舗業務部会に補助金申請資格がないことから、名店会組合を利用し補助金申請を行わせたとは断定できないと考える。

なお、建物内の共用部分に設置するものにつき、名店会組合と管理組合とがどのように費用を負担し事業費の財源をどのように工面するかは、民間の経済活動の範疇であると思料する。

#### 4 本件補助金の交付は、違法又は不当な公金の支出に当たるかについて

交付手続において市に瑕疵はなく、名店会組合の財務処理に疑義があるものの、名店会組合は管理組合から工事に要した費用以上は受け取っていなかった。また、申請者についてもマネジメント社の事務手続において適切さを欠いたものの、名店会組合は寝屋川市内に存する複数の商業者で組織する団体であり、本件補助金の正当な申請人と認められることから、本件補助金の交付は、違法又は不当な公金の支出に当たらない。